

○博物館法施行細則

昭和 27 年 3 月 31 日山形県教育委員会規則第 4 号

改正

昭和 41 年 10 月 19 日教委規則第 7 号

令和 5 年 4 月 1 日教委規則第 6 号

博物館法施行細則を次のように定める。

博物館法施行細則

第 1 条 この規則は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 22 条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、博物館登録申請書（別記様式第 1 号）による。

第 3 条 法第 14 条第 1 項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記様式第 2 号による。

第 4 条 法第 15 条第 1 項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

第 5 条 法第 16 条の規定による報告は、博物館定期報告書（別記様式第 4 号）により、毎年度 9 月末日までに提出することにより行うものとする。

第 6 条 法第 20 条第 1 項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届（別記様式第 5 号）により行うものとする。

第 7 条 法第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 19 条第 3 項、及び第 20 条第 2 項の規定による公表は、県公報への登載により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 27 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 41 年 10 月 19 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

<p>博 物 館 登 録 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <p>申請者 申請者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館法の規定により下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類を添えて申請します。</p>
博物館の設置者の名称
博物館の設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地
設立年月日
※添付書類 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し 2 博物館法に掲げる博物館の登録審査基準に適合していることを証する書類

様式第2号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の 名称及び 住 所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

様式第3号

博物館登録事項変更届出書		
年 月 日		
山形県教育委員会教育長 殿		
届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地		
博物館の登録事項を変更するので、博物館法の規定により届け出ます。		
博物館の名称		
博物館の所在地		
変更年月日		
変更する内容		
変更する事項	変更前	変更後
変更する理由		

様式第4号

<p>博 物 館 定 期 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p>報告者 報告者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館法の規定により、博物館の運営の状況について報告します。</p>
博物館の設置者の名称
博物館の設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地
館長の氏名
職員数（ 年4月1日現在） 人（うち館長 人、学芸員 人、その他の職員 人）
前年度の開館日数

様式第5号

<p style="text-align: center;">博 物 館 廃 止 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>博物館を廃止したので、博物館法の規定により届け出ます。</p>
博物館の名称
博物館の所在地
廃止年月日
廃止した理由

